

愛媛県執

発行 愛 媛 県

第1744号

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年3月22日水曜日 第1744号

\Diamond	目	次 💠		
	規	則		
狂犬病予防法施行細則	の一部を改正	する規則		211
	告	示		
指定居宅支援事業者の	指定(3件)			211
道路の区域変更(県道	松山東部環状	線)		212
都市計画の変更に係る	図書の写しの	縦覧		212
開発行為に関する工事	の完了			212
	公	告		
特定非営利活動法人の	設立の認証の	申請の公告	-	212
争議行為の通知の公表				213
選	挙管理委員 [:]	会告示		
直接請求の要件となる	べき選挙権を	有する者の)数	213
	規	則		

○愛媛県告示第6号

 \bigcirc

 \bigcirc

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則を次のように 定める。

平成18年3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

部を次のように改正する。

第3条から第8条までを削る。

第9条第1項中「様式第2号」を「様式第1号」に改め、 同条を第3条とする。

第10条を第4条とし、第11条中「別記様式第3号」を「様 式第2号」に改め、同条を第5条とする。

第12条第1号中「様式第4号」を「様式第3号」に改め、 同条第2号中「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同条 を第6条とする。

第13条を第7条とする。

様式第1号を削る。

様式第2号中「第9条」を「第3条」に改め、同様式を様 式第1号とする。

様式第3号中「第11条」を「第5条」に改め、同様式を様 式第2号とする。

様式第4号中「第12条」を「第6条」に改め、同様式を様 式第3号とする。

様式第5号中「第12条」を「第6条」に改め、同様式を様 式第4号とする。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に行った定期注射及びそれ以外の 予防注射の実施状況報告については、改正後の狂犬病予防 狂犬病予防法施行細則(昭和25年愛媛県規則第84号)の一 | 法施行細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第 409 号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。 平成18年3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指	定居	宅 支	ž 援	事	業	者	─ サ ー ビスの種類	指定居	宅	支 援	事 業	所	指	定
	名	称	主たの「利		ſ	代表者	がの氏名	リーころの怪殺	名	称	所	在	地	年月	日
38000300194111	社会福祉福祉協会	法人宇和島	宇和島市番地 4	方三浦東412	22 緒	賀	正光	児童居宅介護	ヘルパーステ ンネット	ーショ	北宇和 4594都	口郡松野! 昏地	町豊岡	平成1 3 月1	I8年 I3日

○愛媛県告示第 410 号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。 平成18年3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

声	指泵	定 居	宅	支	援	事	業	耆	Ĭ	サービスの話類		定	居	宅	支	援	事	業	所	指	定
事業者番号	名	称	主 f	とる! 所	事務所在 地	14	表者	の氏	名	サービスの種類	名			称		所	在	=	地	年月	∃日
38000100218110	社会福祉流	去人宇和島	宇和島番地 4	島市三 1	浦東412	2 緒	賀	正	輝	身体障害者居 宅介護	ヘル	パー	ステ・	- ショ	∄ ‡ 4	と宇系 594番	郡松	野町	丁豊岡	平成 3月	,18年 13日

○愛媛県告示第 411 号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。 平成18年3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指元	定 居	宅	支	援	ļ.	業	者	:	サービスの種類	指	定	居	宅	支	援	事	業	所	指 5	ᄔ
	名	称	主たの	tる事 所 i	¥ 務 所 在 地	代	表者	の氏	名	り こへの作法	名			称		所	在	Ē	地	年月日	3
38000200238117	社会福祉 福祉協会	去人宇和島	宇和島番地4	市三河	浦東4122	緒	賀	正	輝	知的障害者居 宅介護	ヘル/ ンネ・	パー: ット	ステ-	-ショ		2字和 594番		野町	丁豊岡	平成18年 3 月13日	Ę I

○愛媛県告示第 412 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成18年3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区	間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県道	松山東部環状線	松山市鴨川二丁目635番 3 から		旧	メートル 88~173	キロメートル 0 207	
· 宗 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	143 山宋 市	同市鴨川二丁目764番1まで		新	12 3~26 9	0 207	

○愛媛県告示第 413 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、今治広域都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁にお

いて公衆の縦覧に供する。 平成18年3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 414 号

都市計画法(昭和43年法律第 100 号)第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成18年 3 月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17松局建(開)第83号 平成18年 3 月10日	伊予郡砥部町高尾田329番 1	千葉県松戸市松飛台108番地 ハイムミッドランドA - 305号 大 野 亨
17松局建(開)第84号 平成18年 3 月13日	伊予市下吾川字南西原1668番及び1671番 1	伊予市下吾川1658番地 1 新 山 幹 夫

公告

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年3月8日	NPO法人 障害者サポートセンター西条	久門 貞雄	愛媛県西条市小松町北川62番地 7	この法人は、主に西条市内の障害を持つ人々が地域で自立して生活出来るまちづくりの実現を図るため、障害を持つ人々の自立支援のサポートを行う事業を行い社会の利益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般労働組合愛媛地方本部執行委員長藤波武男から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成18年3月8日あったので公表する。

平成18年3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成18年度賃金引き上げ・夏季一時金・その他
- 2 日時 平成18年3月30日正午以降本問題が完全解決に至 るまでの間

3 場所

病	院	名	所	在	地
財団法人	創精会		松山市美沢	一丁目1	0の38
医療法人	敬愛会久米	病院	松山市南久	、米723	
医療法人	清和会和亦	スピタル	松山市柳原	739	
財団法人	真光会		松山市南高	5井1491	
医療法人	北辰会まな	ベ病院	西条市氷見	人丙477	
財団法人 財団新居治	新居浜精神 兵病院	衛生研究所	新居浜市松	∖原町130	D47
医療法人	十全会十全	第二病院	新居浜市角 28	野新田町	J1の1の
八幡浜医館	T会立双岩病	院	八幡浜市茗	山4番鶇	井地163

4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方 教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162 号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選 挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成18年3月22日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

- 1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき選挙権を有する者の数
- (1) 選挙権を有する者の総数

1 213 317

(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

24 ,267

(3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3

分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 268 88°

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する 者の数

選	挙	X	別	選挙権を有する者 の総数	同左の3分の1の数 (松山市選挙区にあるの4万を ては、同左の40万を える数に6分の1を える数に6分と40万に3 分の1を乗じて得た数 とを合算して得た数)
松	L	Ц	市	414 ,195	135 ,670
今治	市	・越	智 郡	153 285	51 ,095
宇	和	島	市	48 ,936	16 ,312

八帽	≨浜市・西	5字和郡	45 ,615	15 ,205
新	居	浜 市	103 ,354	34 <i>4</i> 52
西	条	市	94 ,144	31 ,382
大	洲	市	30 ,819	10 ,273
伊	予	市	33 ,050	11 ,017
四	国中	央 市	77 ,074	25 ,692
西	予	市	38 ,590	12 ,864
東	温	市	27 ,932	9 ,311
上	浮	六 郡	12 ,943	4 ,315
伊	予	郡	43 ,886	14 ,629
喜	多	郡	24 ,770	8 257
北	宇	和 郡	41 ,604	13 ,868
南	宇	和 郡	23 ,120	7 ,707

平成18年 3 月22日	双 双	表	鞍	第174	<u>4号</u>